

The social welfare in OSAKA



大阪の 社会福祉

2024年6月

829



社会福祉法 大阪市社会福祉協議会

<https://www.osaka-sishakyo.jp>



能登半島地震

時間とともに変化するニーズに寄り添った支援を



6・7面

被災者の思いを一心に! ④

七尾市災害ボランティアセンターへの継続した運営支援

HB

名前は知っていても、
どんなことをするのか
一般的なあまり知ら
れていない作業療法士。子
どもの不自然な行動を、身体
の機能や発達から考えてみよ
うと保育所訪問に同行した▼
例えば、食事中「左手は？」と
始終注意を促しているが、ど
うしてなのかと保育士が質問
する。きつとその子は食事の
時間もかかっているでしょう
と言いながら、その時の姿勢
をビデオで確認。体は斜め
で、足もぶらぶらしたまま▼
正面を向き足をちゃんと地に
着けて、左手を茶碗に添えら
れ、姿勢が安定して、目でス
クリーンを追わなくても、手の
感覚だけで距離感がつかめる
ので、しっかり食べられるは
ず、と解説▼好き嫌いとか、
量とか、味付けとか、それま
での保育士の食事支援の視点
でない、体の構造や発達から
子どもの食事を見る▼彼自身
は子どもの頃不器用で、体育
は得意でなかったけれど、自
分の体が左右対称であると分
かった小学校高学年時に、自
分の体の使い方が理解でき
て、突然泳げるようになり、
跳び箱も逆上がりもできるよ
うになったとか▼それを支援
するのが作業療法士の仕事。
まさに目からうろこだった。(石



地域福祉活動の今

「コロナ禍、5類移行を経て、活動はどう変化したか」

市社協では、令和3年10月～令和5年2月にかけて「コロナ禍における地域福祉活動状況調査」(隔月・計9回)を実施し、令和5年9月、令和6年2月には「地域福祉活動状況調査」(年2回)として同枠組みの調査を継続しました。

これらの調査は、各区社協を介して、6つの種別の地域福祉活動(おおむね2か月に1回以上/実施主体は問わない)について、実施状況(①通常通り実施②一部変更して活動③中止・休止④終結⑤その他)を集約したものです。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行してから一年以上が経ちました。本記事では、調査実施初年度で感染拡大時期(第6波)であった令和4年2月、5類移行直前の令和5年2月、そして最新の調査結果として令和6年2月に至る3点の推移を整理しました。また、令和5年度実施分の自由記述内容から活動の変化や工夫などをまとめました。地域福祉活動に関わる方々に

これからの活動を考えるきっかけとして活用いただければと思います。

6つの調査対象活動について

高齢者食事サービス	一人暮らし高齢者・高齢者世帯等を対象に「会食」「配食」を行う活動
ふれあい喫茶	100円程度の参加費でコーヒーなどを飲みながらおしゃべりを楽しむ活動
子育てサロン	乳幼児と保護者が楽しく遊ぶ、子育ての悩みの相談や仲間づくりができる活動
こどもの居場所活動	「子ども食堂」や「学習支援」など、子どもたちを中心として身近に通える活動
いきいき百歳体操	映像を観ながらゆっくりと手足を動かす、介護予防のための活動
社協が関わるその他の居場所活動	上記以外の居場所づくりの活動(趣味をきっかけとした場、当事者会など)



▼令和3年10月～令和5年2月の調査結果(右画像の報告書)はこちら



令和5年度実施調査の自由記述欄から

活動の形の変化

- 配食にしていたが、利用者にアンケートを実施し、希望者を対象に会食も実施している〈食事サービス〉
- コロナ禍前は月2回だったが、月1回に変更している〈ふれあい喫茶〉
- 一時期人数制限をしていたが、今は制限なく開催するようになっている〈子育てサロン〉
- 運営者の体調により継続できなくなり終結した〈その他の活動〉
- (コロナとは別の理由で)会館の建替えのため会場・形態を変更して開催/あるいは休止中〈複数活動〉

プログラムを創意工夫

- 配食時に消費者被害の注意喚起のチラシを同封している〈食事サービス〉
- カフェとして営業する傍ら、宿題をする小学生にテーブルを無料開放している〈こどもの居場所活動〉
- 体操終了後に他のプログラム(講座、体力測定、ラジオ体操、ボッチャ、モルック、eスポーツ、将棋など)もあわせておこない、交流している〈百歳体操〉
- 複数種別の活動を同日開催〈食事サービスとふれあい喫茶/ふれあい喫茶と子育てサロンなど〉

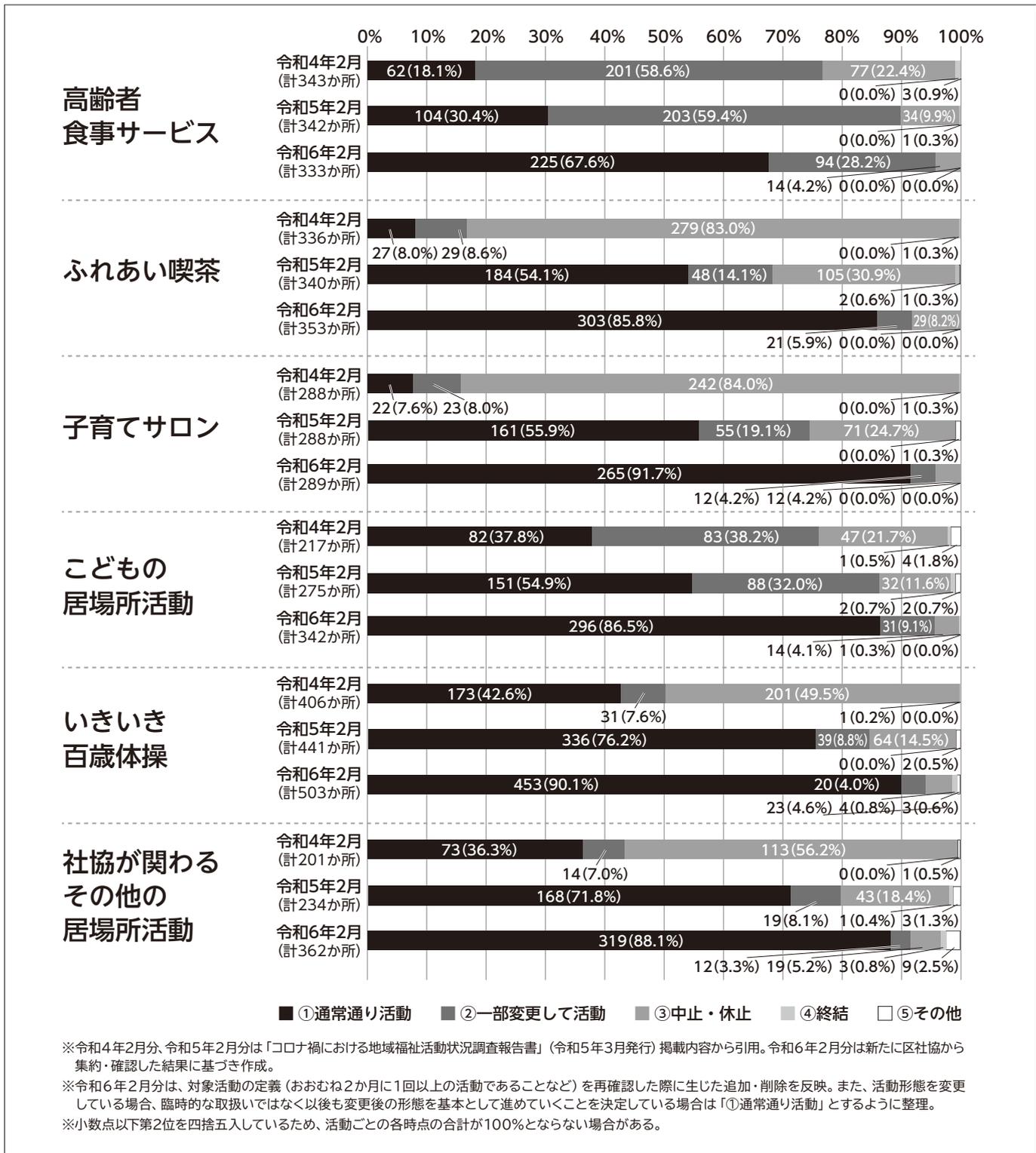
参加し続けられる・参加してみたいくなる場に

- 会館2階で会食を開催していたが、階段が上がれない方のために1階・2階で分けて実施している〈食事サービス〉
- 次回も来たいくなるような声かけや雰囲気づくりなどにスタッフが一丸となって取り組み、参加者が増えた〈子育てサロン〉
- 子ども食堂への参加を促す機会として、前日にカフェを開催〈こどもの居場所〉

活動に関わる人を広げる

- レクリエーションのパフォーマンスボランティアを区社協から紹介〈食事サービス/子育てサロンなど〉
- 喫茶のお菓子販売に障がい者の就労支援事業所が関わっている〈ふれあい喫茶〉
- 高校生・大学生がボランティアとして参加している〈こどもの居場所〉

■ 各地域福祉活動の実施状況の推移（令和4～6年の2月時点の比較）



調査から見えてきたこと

- 活動の再開率（①通常通り活動+②一部変更して活動）は段階的に上昇しており、令和6年2月にはいずれも9割以上となっています。一方、中止・休止は令和6年2月では約4～8%でしたが、再開に至らない要因として、新型コロナウイルス感染症以外で、担い手や拠点（建替え等）の課題も見受けられます。
- 6種別の活動の総数は、1,791か所（令和4年2月）→1,920か所（令和5年2月）→2,182か所（令和6年2月）と増加しています。新規立上げや、区社協として新たに把握・計上したことにより増加した一方、終結や調査対象外（移転など）、定義の再確認に伴う減少も見られますが、それらを差し引きしても増加傾向にありました。なお、食事サービスは活動数が減少していますが、実際に終結した活動はごく一部であり、開催頻度が2か月に1回に満たない活動などを除外したことが要因です。

第3期 大阪市地域福祉活動推進計画 ②

市社協は、令和6年3月に、第3期 大阪市地域福祉活動推進計画（令和6～8年度／略称：第3期推進計画）を策定し、4月から計画期間がスタートしました（計画の全体像は、令和6年5月号4、5面に掲載）。

本計画では、地域福祉推進に向けた「基本理念」と、地域の多様な主体が社協とともに推進していく「基本目標」を示しています。

第3期推進計画の「基本理念」と「基本目標」とは

地域共生社会の実現に向けた取組みは、社協や地域福祉の推進に取り組み方々のこれまで積み重ねてきた活動が土台となります。また、生活者である地域住民が主体となって、考え、悩み、話し合い、行動していくことで「地域における共生」をつくっていくことが重要です。地域共生社会の実現をめざし、第2期推進計画に引き続き、地域福祉の推進に向けた「基本理念」を次のとおり定めています。

基本理念

つながり・支え合うことができる福祉コミュニティをつくる

私たちは、身近な地域のなかで、個々の生活の困りごとや生活のしづらさを“私たちの問題”として捉え、多様な主体の参加・協働を積極的にすすめることにより、互いにつながり・支え合い、一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らし続けることができる地域づくりをめざします。

地域づくり・相談支援、双方からの「参加支援」

実践の場ではひとつの活動が複数の目標に関連するような取り組みも多くあったことや国の政策動向もふまえ、第3期推進計画では、地域福祉の推進に向けた「基本目標」を、つながりをつくる「地域づくり」と暮らしを支える「相談支援」の2つに整理して設定しています。また、2つの基本目標が重なる部分に「参加支援」を位置付けています。これらは、国が新たに創設した「重層的支援体制整備事業」における3つの支援をふまえて設定しており、なかでも「参加支援」を重点推進項目としています。

国が示す参加支援事業の考え方については、「既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間を調整することで、多様な社会参加の実現を目的として行うもの」と位置付けられています。支援対象者として、既存の各制度における社会参加支援では対応できない

個別性の高いニーズを有している人などが想定されています。また、支援内容は大きく2つの要素に分け、①利用者のニーズをふまえていねいなマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニュー作り（資源開拓・マッチング）、②本人に対する定着支援と受け入れ先（企業など）への支援（定着支援・フォローアップ）と示されています。これらの実施には、参加支援をおこなう実施者は、アセスメント

により、基本的にはプランを作成することとなっています。本計画での参加支援については、重層的支援体制整備事業の考え方をふまえながらも、さらに範囲を広げた捉え方とし、大きく「当事者の社会参加」と「誰もが社会参加」の2つに分けて位置付けています。

■ 当事者の社会参加

地域、社会福祉施設、企業等の協力を得て、生活上の課題を抱えた当事者が参加できる、あるいは当事者同士がつながることができる場をつくり、互いにサポートし合い、その支え合いが一人ひとりの自立と社会参加へつなげるよう支援します。

〈想定される取組み例〉

- ひきこもりやこころの不安やつらさを抱える人たちが集まるサロン
- ひとり親や外国につながる市民がつながれる場
- 発達障がいやグレーゾーンの子どもたちが安心できる場
- 不登校の子どもたちが過ごせる場

■ 誰もが社会参加

身近な地域のなかで、そこに住むすべての人が参加できる場をつくり、課題を抱える人だけをつなぐ、また支援するといった特化した考え方ではなく、市民参加を広げ、広く社会に参加することを応援します。

〈想定される取組み例〉

- こども食堂、学習支援の活動
- 認知症の人が社会参加できる場（ちむオレンジサポーターによる活動、食事サービス、サロン活動など）
- 特定のテーマがない地域の集いの場
- 地域の見守り活動



▼ 推進計画はこちらからご覧いただけます



さまざまな形での
社会参加の場づくり
(参加支援事例)

第3期推進計画にはさまざまな形での社会参加の場づくりに工夫を凝らしながら取り組まれていた事例を写真とともに掲載しており、そのなかの2つの活動を紹介します。

西淀川区 にほんごカフェ 対象 外国籍の方



多文化共生の取組みとして、さまざまな機関に所属する委員により構成された「ウェルカムバンクにしよど」で、外国籍の区内在住・在勤の人たちが集まれる「にほんごカフェ」を運営しています(事務局・問合せ:西淀川区社協)。



コロナ禍に、外国籍の方に日本での生活についてインタビューをおこなったところ、「日本語を話せる場」を求める声があったことから、気軽に集まり楽しく過ごせる場をめざしています。毎月2回の開催に加え、季節に応じたイベントも開催し、日本の伝統や文化を肌で感じてもらえる企画をしています。

此花区 ひまわりの会 対象 誰かと話したい人、ひきこもりがちな人



「自宅に閉じこもりがちで、人と話したり、交流したりすることが苦手」という方など誰でも気軽に集まれる場をめざして、此花区社協が開催しています。

「ひまわりの会」への参加をきっかけに、外出機会の促進や自己実現につなげていきたいという思いで、実施しています。

活動内容はボードゲームや喫茶店等への外出など、その日の参加者と一緒に考えています。また、参加者と花の種植えをおこない、水やりなどの作業を通して「ひまわりの会」以外での外出機会にもつなげています。



■ 第3期推進計画 3つの支援に基づく推進項目

	推進項目	
地域づくり	1-1	互いに気かけ合い、孤独・孤立を防ぐ見守り活動の推進
	1-2	多様な形での場づくり・つながりづくり(交流・学び・参加等)の推進
	1-3	活動を担う人同士の話し合う場の推進
相談支援	2-1	暮らしを支えるための住民と専門職の連携強化
	2-2	困りごとへの解決に向けた関係機関・団体同士のネットワーク構築推進
参加支援	3-1	制度の狭間などの生活上の課題を抱える人の社会参加の推進
	3-2	「発見・気づき」と「課題解決」の両面を持つ場の創出・継続
	3-3	誰もが一歩ふみ出し、市民参加を広げる取組みの充実
	3-4	さまざまな手法による地域福祉活動の担い手の拡大

※計画冊子P16~20に基づき作成

地域福祉活動のなかには、当初から具体的な地域生活課題の解決をめざした取組みもあれば、漠然と「何かしたい」といった思いや仲間づくりから出発して、身近な範囲でのつながりの充実や孤立防止、新たな課題への気づきや次なる活動へと展開するものもあります。

いずれの活動も、地域の活動者の「自発性」「主体性」が基本であり、活動ごとの背景・目的は異なるものですが、日頃の活動をふりかえり、新たな一歩をふみ出す、あるいは今までの活動の意義を確認しながら、計画冊子や本誌記事なども活用していただければ幸いです。

被災者の思いを一心に④

七尾市災害ボランティアセンターへの継続した運営支援



継続して、近畿ブロックの社協職員とともに七尾市災害VCに職員を派遣しています。

1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」で被害を受けた石川県内の市町村社協では被災された方々が元の生活を一日でも早く取り戻せるよう、災害ボランティアセンター（以下、災害VC）を開設しています。被災者・被災地の力になりたいという思いを持ったボランティアが、多数駆けつけており、被災者に寄り添いながら活動を展開しています。

大阪市・区社協からの職員は、現地の社協職員とともに災害VCを運営し、被災者のニーズを把握しながら支援しています。第20クール、22〜25クールとして派遣した職員が現地での活動で感じたことを掲載します（過去の掲載では令和6年3・4・5月号を参照）

能登半島地震の被害状況では、人的被害1561名、住宅被害では12万3556棟（令和6年5月21日消防庁情報）となっています。

大阪市・区社協では石川県七尾市へ2月17日から6月時点も



▲災害VC内でのマッチングの様子（23クール/4月25日）

ボランティアの方へ感謝の気持ちを忘れない

現地での活動のなかで、ポスティングのボランティアに同行し、訪問（聞き取り調査）をおこなう場面がありました。訪問時には地域住民からボランティアへの感謝の言葉が多くありました。また、ボランティアの方々と直接関わることが多く、七尾市以外の災害VCの活動状況やこれまでの全国の震災ボランティアの経験談も聞き、全国各地へ飛び回る精神に胸が熱くなりました。職員として運営に追われることがあっても、ボランティアの方へ感謝の気持ちを忘れず、コミュニケーションを取ることやお見送りの時間を作ることなどのきめ細やかな関わりが大切だと感じました。



第20クール：4月9日～15日
都島区社会福祉協議会
第1層生活支援
コーディネーター
小阪 青空

災害ボランティアコーディネーターの大切さ

ニーズを受付後、ボランティアで活動が可能か訪問し判断する「現地調査班」を担当しました。現地調査班は災害ボランティアコーディネーターと社協以外からの応援職員（丸亀市・自治労職員）とも協働しながら実施しましたが、大切なのは災害ボランティアコーディネーターの存在です。災害時には活動していただくボランティアの協力はもちろん、運営側を支援するボランティアコーディネーターの養成も必須であることを学びました。



第22クール：4月17日～23日
福島区社会福祉協議会
子ども・子育てプラザ
マネージャー
井上 佳奈

運営の効率化を図りつつもいねいに寄り添う

井上さんから引き継いで、「現地調査班」を担当しましたが、当クールでは、ゴールデンウィークに向けてローラー活動（全戸訪問の聞き取り調査）を強化し、依頼に即時対応できるような災害VC運営体制づくりをおこなうことが求められました。ニーズ数が増加し、運営の効率化を図りつつも、ひとつずついねいに対応し、被災地・被災者に寄り添うことを心掛けました。短い派遣期間ではありましたが、現地のボランティアや他の協力機関との関係性を構築しながら、七尾市社協や災害ボランティアコーディネーターの意向や思いを聞き、地元のキーパーソンとなる方との関わり方なども次クールへ引き継ぐことが大切であると感じました。



第23クール：4月21日～27日
中央区社会福祉協議会
包括支援担当
森 千遥



相手のニーズを聞き、適切な支援へつなぐ

被災された方々のご自宅を一軒一軒訪問し、地域の方のニーズを把握していく「ローラー班（ニーズ掘り起こし班）」に入り、ボランティアへのニーズを聞き取る活動に従事しました。その活動中、男性から声をかけられ、「農作業中にあなたの姿が遠くに見えたので急いでやってきた。ぜひともお願いしたいことがある」と被災した際に減茶苦茶になった納屋のなかの片づけなどの依頼を受けたことがありました。地域の福祉活動を進めるうえで、相手のニーズを聞き、適切な支援へつなぐことは、私の業務である相談支援にも通じることがあると実感しました。



第24クール：4月25日～5月1日
北区社会福祉協議会
包括支援担当
亀井 正治



第25クール：4月29日～5月5日
天王寺区社会福祉協議会
地域支援担当
竹内 千紗

災害VCの活動は、被災者に寄り添って活動すること

当クールでは、ゴールデンウィークだったこともあり、活動依頼やボランティアの数がこれまでより増加していました。私は「マッチング班」（依頼ニーズに対してボランティアの派遣などを調整）の担当となり、被災者の方とボランティアの皆さんをつなぎました。特に引越しや納屋の片づけなどのニーズが多く、災害ボランティアの活動として対応するかどうか判断に迷ったこともあり、「災害VCの活動は、被災者に寄り添って活動すること」ということを改めて考える機会となりました。今回の被災地派遣において、ボランティアの活動状況を考慮し、関係団体などとも話し合いながら、一件でも多くの方の依頼に応えられるよう調整することは難しさもありましたが、貴重な学びとなりました。

令和6年 能登半島地震災害義援金募集

みなさまのあたたかいご支援、ご協力をお願いいたします。

〈受付期間〉

令和6年12月27日(金)まで

〈銀行口座〉

りそな銀行 上六支店(普) 6804741

〈名義〉

大阪市社協 義援金口
(オオサカシヤキョウ ギエンキンゴチ)

※詳細については
大阪市社協 総務課 06-6765-5601まで



▲大阪市社協HP
被災地支援情報



▲ブロック塀をパッカー車に積み込みしている様子
(4月25日)

「あなただけで悩んでいませんか？」という名刺大のカードが、本学の女子トイレに置かれていた。そのカードには「SOS」という札を手にしながらも「なんか：む、むりかも：」と横たわった女性の姿が描かれている。カードにあるQRコードからは下記のリンク(先注1)につながり、「母子での困りごと」「妊娠したかも」「暴力・暴言をうけている」の各項目について、さらに詳しく相談できるようなっている。例えば「母子での困りごと」では、①住むところがない、②お金がない、③離婚を考えている、④ひとり子育てで、といった項目が設けられており、「妊娠したかも」「暴力・暴言を受けている方」では、①単身の方、②子どもがいる方、に分かれてより詳しく相談できるようにしている。特に暴力・暴言面では「DVチェックシート」を用いて自らの状況をチェックすることができる。令和5年度「交際相手からの暴力の被害経験(デートDV)」調査では、女性の約6人に1人が被害にあっている。追い詰められどこにも悩んでいない若年の女性も多い。



あなただけで悩んでいませんか？

大阪公立大学大学院生活科学研究科特任准教授 中島尚美

令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行された。このカードが示すように、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化の傾向にあり、孤独・孤立対策といった視点も含め、新たな女性支援強化が求められていることが背景にある。全国に49箇所ある女性相談支援センター(婦人相談所から名称変更)の女性相談員は年間8万人の女性の身近な市町村や福祉事務所も相談体制を強化する方向にある。状況によっては一時保護所や女性自立支援施設、母子生活支援施設の活用が積極的に検討される。まずは勇気をもってアクセスすること、そして自分だけで悩まなくてもよいと思えるような支援につながることを願いたい。

注1) 大阪府社会福祉協議会母子施設部会
<https://www.osakafusyakyu.or.jp/boshishisetsubukai/johosite/>

参考：厚生労働省「女性支援新法概要」
内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査(令和5年度)」

「社会福祉施設の若手職員に聞く ふくしのしごと」と「一水会・区社会福祉施設連絡会合同学習会」の動画を掲載

大阪市社会福祉施設協議会(事務局:市社協)では、「社会福祉施設の若手職員に聞く ふくしのしごと」と「一水会・区社会福祉施設連絡会合同学習会」の動画をホームページに掲載しています。

「社会福祉施設の若手職員に聞く ふくしのしごと」は、令和5年11月18日に開催した「福祉のおしごと魅力発見ミーティング」で大阪市内の社会福祉施設で働く若手職員が話した「仕事内容」や「仕事の魅力」「仕事についたきっかけ」などの内容をもとに作成した動画(2分のダイジェスト版/11分の全編)です。

「一水会・区社会福祉施設連絡会合同学習会」は、令和6年2月14日にオンライン開催した合同学習会の配信内容を編集した動画を公開しています。関心のあるところから見ていただけるように、25~30分程度に分けて掲載していますので、研修場面や実践のヒントとしてぜひご活用ください。

いずれも自由に視聴していただくことができ、利用にあたって手続きは不要です。

問合せ先 大阪市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL 06-6765-5606

<https://sisetsukyo.osaka-sishakyo.jp/>

▶ スマホで閲覧の方は右のコードをカメラで読み取ってください



▲「社会福祉施設の若手職員に聞く ふくしのしごと」



▲「一水会・区社会福祉施設連絡会合同学習会」

市社協

福祉の取組み発信サイト【ふくしる大阪】

市社協では、令和5年度から大阪市内の社協活動、地域福祉活動などを「ふくしる大阪」で発信しています。本誌掲載記事をはじめ、社協の動き、市内各地の活動など、「大阪の福祉の取組みを知る」ための情報を、社協職員の視点で発信していますので、ぜひご覧ください！



<https://www.osaka-sishakyo.jp/project/fukushiru/>

- ▶ 検索サイトで「ふくしる大阪」と検索
- ▶ 市社協ホームページの「バナー」「新着情報」からもアクセス可
- ▶ スマホで閲覧の方は右のコードをカメラで読み取ってください



立ちどまらない保険。 MS&AD 三井住友海上

三井住友海上の安心

GK

クルマの保険 火災の保険 住宅の保険

www.ms-ins.com

【お詫びと訂正】

本誌5月号(No.828)6面に掲載しました、住吉区記事において、区のエリアの塗りつぶし部分が住之江区部分に誤っておりましたので、お詫びして訂正いたします。

誤 住吉区 → 正 住吉区